平成２５年（フ）第２１９号
高知市神田951番地１　ファミリータウン西川Ｄ棟202
債務者　西森　　望
１　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２３号
高知市鳥越54番地25　ニューホープハイツⅡ．103
債務者　谷岡　未知
１　決定年月日時　平成25年９月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４５号
高知市長浜蒔絵台２丁目２番地３
債務者　雨森　隆一
１　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２７６号
高知市神田207番地　県営住宅船岡南団地５―23号
債務者　五百藏絵美
１　決定年月日時　平成25年９月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６５８号
東京都府中市日新町５丁目52番地の５タウンコートＡ―105
債務者　菅原　千春（旧姓佐伯）
１　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７２０号
東京都日野市東豊田３丁目25番地の１ラヴェルビー豊田301
債務者　太田奈実こと　太田　奈巳
１　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７４６号
東京都小平市小川西町４丁目18番２―501号
債務者　横山　博子
１　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２４年（フ）第３９号
長崎県雲仙市吾妻町平江名57番地２
破産者　馬場鉄構株式会社
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
札幌市豊平区美園４条２丁目１番５号
破産者　株式会社シントウ
１　決定年月日　平成25年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５６７号
札幌市白石区菊水元町８条２丁目２番５号
破産者　幸和自動車工業株式会社
１　決定年月日　平成25年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３８号
最後の住所青森県八戸市八太郎１丁目４番６号
破産者　亡橋本信行の相続財産
１　決定年月日　平成25年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
埼玉県熊谷市別府１丁目21番地
破産者　有限会社プロホームショップヒロカワ
１　決定年月日　平成25年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３３７号
千葉県八千代市勝田台北１丁目６番18号
破産者　東郷　裕子
１　決定年月日　平成25年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２号
福井市円山１丁目601番地
破産者　海辺建設株式会社
１　決定年月日　平成25年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７７６号
愛知県一宮市萩原町花井方字郷前46番地２
破産者　有限会社ダイイチ建工
１　決定年月日　平成25年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０６５号
名古屋市中区新栄２丁目10番25号
破産者　英和オーエー株式会社
１　決定年月日　平成25年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５６６号
名古屋市千種区池下１丁目６番６号
破産者　株式会社花緑青
１　決定年月日　平成25年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１８号
神戸市中央区新港町４番５号
破産者　チャイナエクスプレスライン株式会社
１　決定年月日　平成25年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３４号
相続開始時の住所奈良県天理市二階堂北菅田町171番地
破産者　被相続人亡西口守相続財産
１　決定年月日　平成25年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所